令和7年度ベトナムインターンシップ支援業務 企画提案コンペティションに係る企画提案書作成のための仕様書

1. 企画提案書に記載する事項

4.の業務内容のうち【提案】と記載している内容を提案すること。

2. 対象地域

ベトナム・ハノイ市及びその近郊

3. 使用言語

和歌山県及び県内企業関係者との連絡調整は日本語で行うこと。ただし、和歌山県の許可があった場合は、この限りでない。

4. 業務内容

和歌山県内企業と「対象地域の高等教育機関等」(以下、「現地高等教育機関等」という。) とのインターンシップ制度構築に向けた情報交換や交渉などを通じて、対象地域から和歌山 県への外国人材の受入れ促進に取り組むこと。

(1)対象地域での運営体制

ア 現地活動拠点の設置

・原則として、対象地域に現地活動拠点を設置し、業務遂行に必要なスペースを確保するとともに、適切な人員を配置すること。なお、現地活動拠点を有しない場合には、現地活動拠点を有した場合と同等の業務が遂行可能であることを示すこと。

イ 職員の渡航時のアポイントメント支援と同行サポート

・和歌山県が現地高等教育機関等と対面での意見交換を実施する場合、訪問先との 日程調整を行い、通訳者を手配すること。(委託期間中、3回程度)また、必要 に応じて同行サポートを実施すること。

【提案】運営体制(人員配置、連絡体制等)を具体的に提案すること。

(2) インターンシップ制度構築を目的とした現地高等教育機関等との連携

ア 情報収集と交渉、PR 活動等

- ・卒業後、日本国内企業に就職する学生が多い現地高等教育機関等のリストを作成 し、適宜更新すること。ただし、以下①~③の大学は必ずリストに含むこと。
 - ①Electric Power University (ハノイ電力大学)
 - ②Dai Nam University (ダイナム大学)
 - ③University of Transport and Communications(交通運輸大学)

- ・上記リストをもとに、個別訪問等を通じて、和歌山県内企業へのインターンシップに繋げられるように交渉、PR活動等を実施すること。
- ・現地高等教育機関等への交渉、PR 活動等については、ベトナム政府関係機関や 日本貿易振興機構(ジェトロ)ハノイ事務所等の関係機関とも連携しつつ行うこと。
- ・交渉、PR 活動等は、委託期間を通じて 10 回以上とし、委託期間を通じて平均的 に行うこと。
- ・実施した交渉、PR活動等については、訪問先ごとにレポートを作成し、月例報告時に提出すること。

イ インターンシップ制度構築に向けた分析

- ・インターンシップ制度構築に係る要項・要件等を前述の3大学を除く現地高等教育機関等から取得し、可能な限り原文に忠実に日本語に翻訳すること。また、インターンシップの実施について、現地高等教育機関等がインターンシップ受入日本企業と取り交わした契約書ひな形等の取得やヒアリング等により、インターンシップ受入企業が実施すべき事項をまとめること。
- ・現地高等教育機関等から和歌山県内企業へのインターンシップ制度構築にあたっては、対象地域の法律及び日本の法律に精通した専門家のリーガルチェックができる体制を確保すること。

【提案】運営体制(人員配置、連絡体制等)を具体的に提案すること。

現地高等教育機関等との交渉、PR活動等及び関係機関との連携の具体的な方法・計画を提案すること。

交渉、PR 活動を行う具体的な現地高等教育機関等の候補とその概要を提案すること。

(3) 現地高等教育機関等と県内企業とのインターンシップ支援

ア 協定締結サポート

・インターンシップ学生の受入れにあたり、現地高等教育機関等と県又は受入企業と の間で協定締結が必要な場合には、協定締結に向けたサポートを実施すること。

イ インターンシップ参加を希望する学生のフォローアップ

- ・インターンシップ参加を希望する学生がインターンシップに参加するまでの事前フェローアップを行うこと。 (フォローアップ例:学生向け事前研修など。)
- ・インターンシップ参加学生の往復渡航の手配と支払、保険の加入と支払を行うこと。 (学生3名程度を想定)
- ・インターンシップ期間中の参加学生に必要なフォローアップを行うこと。 (有料支援を含む。費用は受入企業が負担。)
- ・インターンシップ期間中の学生の宿泊先又は滞在先を確保すること。 (有料支援を含む。費用は受入企業が負担。)
- ・インターンシップ期間後の学生向けフォローアップ研修、成果発表会を行うこと。

ウ インターンシップ受入れを希望する企業のフォローアップ

- ・受入企業向け事前オンラインセミナー、フォローアップ研修、インターンシップカリキュラムの作成フォロー、成果発表会を行うこと。
- ・必要に応じて、県内企業がインターンシップ制度に参画するための翻訳・通訳サポートや法律・労務相談などのフォローアップを行うこと。(有料支援を含む。費用は受入企業が負担。)
- ・必要に応じて、インターンシップ期間中の翻訳・通訳サポートなどのフォローア ップを行うこと。(有料支援を含む。費用は受入企業が負担。)

【提案】ア~ウについて、実施時期、内容、講師、手法等具体的な計画を提案すること。

(4) その他業務

【提案】対象地域において、和歌山県の認知度を高めるための独自事業を提案すること。

5. 対象となる経費

- (1)対象地域での運営経費
- (2) インターンシップ制度構築を目的とした現地高等教育機関等との連携に要する経費
- (3) 現地高等教育機関等と県内企業とのインターンシップ支援に要する経費
- (4) その他運営に要する経費

6. 留意点

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、和歌山県と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。
- (4) 賃金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務完了時に、和歌山県に提出するとともに、完了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (5) 本事業の実施にあたっては、和歌山県と綿密に調整しつつ、和歌山県が示す方針を十分に理解した上で、社会情勢の変化を踏まえ、受託者自身の強みやネットワークを活かした活動に努めること。また、本事業を通じて得られる情報は随時和歌山県に共有すること。

7. その他

(1) 1の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、 又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。

- (2)(1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 委託先については、ア〜エの審査項目に従って評価し、総合得点により決定する。
 - ア 対象地域における効果的な交渉、PR活動の提案となっているか。
 - イインターンシップの実現に向け、その効果をより高めるものとなっているか。
 - ウ 委託期間を通して、統一性のある全体計画とスケジュールとなっているか。
 - エ 独自事業が和歌山県の認知度を高めるものとなっているか。
- (4) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。
- (5) 本業務の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として和歌山県に帰属する。
- (6) 本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。